

9 月 24 日定例記者会見事項書

令和 7 年 9 月 24 日（水）午前 11 時～

市役所本庁舎 4 階 庁議室

1. 市長からの発表

（1）多文化共生推進枠の誤情報の発信について -----（資料No.1）

（2）「伊賀地区外国につながりをもつ子どもと保護者の
進路ガイダンス」開催 ----（資料No.2）

（3）公共交通機関利用促進事業の実施 -----（資料No.3）

（4）サイクルラックの設置について -----（資料No.4）

（5）10 月の道路事業整備促進要望活動 -----（資料No.5）

2. その他

令和7年9月8日市長コメント 伊賀市職員採用試験の多文化共生推進枠について

このところ、SNS上で、今年度の伊賀市職員採用試験における多文化共生推進枠について、一部報道の正確性を欠く記事をもとにした「伊賀市の職員採用は日本語が話せなくてもよい」といった発信が散見されます。これらは、明らかな「デマ」であり、事実と全く異なるものです。その発信に対する意見の中には、外国籍の方々に対する偏見や思い込みにより嫌悪し、排除しようとする“ヘイトスピーチ”に該当するものがあります。

ついては、この事態を憂慮し、改めて、多文化共生推進枠について正確な情報をお伝えします。

多文化共生推進枠で採用する職員については、他の職員と同じように「日本語で職務遂行できること」を前提としています。したがって、日本語の言語知識や読解力、聴解力、表現力などのコミュニケーション能力は、必要不可欠です。

このことから、多文化共生推進枠の試験は、他の事務職と全く同じ内容で、第1次試験の筆記試験、第2次試験及び第3次試験の個別面接を、日本語を母語としないことについて特別の配慮をすることなく、全て日本語で行います。

また、受験資格として「永住者又は特別永住者の在留資格を有すること」と限定しています。永住者は日本で長期間安定的に暮らしており、法令遵守や経済的自立が認められた外国人に与えられる在留資格で、制限なく就労が認められています。「特別永住者」は、入管特例法により、戦前から日本に住む方とその子孫に与えられる在留資格で、同じく制限なく就労が認められています。

平成17年の最高裁判決では、外国籍の職員の任用について、公権力を行使し、若しくは重要な施策の決定を行い、又はこれらに参画する職を除き、地方公共団体の裁量を認めています。多文化共生推進枠については、この判決に従い、職務に従事制限を設けています。

伊賀市は、人口のうち約7%が外国籍の方である長い歴史のある多文化共生のまちです。すでに会計年度任用職員では、多数の外国籍の方に活躍いただき、市民サービスの向上につながっています。多様な視点を市政に活かし、誰もが暮らしやすい共生社会を形成し、全ての市民にとってより暮らしやすい伊賀市をめざしていききたいと思います。

市内の学校では、国籍による分け隔てなく子どもたちが共に学び、共に生活をしている姿が当たり前になっています。国籍に関係なく子どもたちが不安なく将来に希望を感じ、夢を持つことのできる地域社会にしていきたいと思います。

欠格条項など

1 すべての職種について、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 1 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- 2 永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事および財政等を担当する職が該当します。

担当連絡先
学校教育課 指導教職員係 担 当 者：師井 佐知子 電話番号：0595-22-9649

2025 年度「伊賀地区外国につながりをもつ子どもと保護者の進路ガイダンス」
開催について

1 概要

高校進学を希望する伊賀管内の外国人児童生徒・保護者に対する、高校入学者選抜制度等の説明会

2 内容

(1) 目 的

近年、日本での長期就労や永住を考える外国人が多くみられる。それに伴い、伊賀地区においても、高校進学を希望する外国人児童生徒が増加しているなか、高等学校入学者選抜の制度等を十分理解するための機会を設け、進路保障に取り組む必要がある。

そこで、伊賀市教育委員会は多くの方々の協力を得て、外国につながりをもつ児童生徒・保護者を対象に高校進学のための説明会を開催する。

(2) 日 時 2025 (令和 7) 年 9 月 2 8 日 (日) 13:00～16:05 (受付 12:30～)

(3) 場 所 伊賀市立上野東小学校 特別教室 他
伊賀市緑ヶ丘中町 4352 (TEL 0595-21-0314)

(4) 主 催 伊賀市帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業運営協議会・伊賀市・伊賀市教育委員会
共 催 伊賀日本語の会・三重県教育委員会
後 援 公益財団法人三重県国際交流財団
三重県教職員組合伊賀名張支部
協 力 NPO 法人伊賀の伝丸

(5) 対 象 伊賀管内の小中学校に在籍する外国につながりをもつ児童生徒及び保護者のうち、次の(1)もしくは(2)に該当する者
(1) 中学校 1～3 年生の生徒とその保護者
(2) 小学校 5・6 年生の児童またはその保護者

2025（令和7）年度

「伊賀地区外国につながりをもつ子どもと保護者の進路ガイダンス」
開 催 要 項

1 目 的

近年、日本での長期就労や永住を考える外国人が多くみられる。それに伴い、伊賀地区においても、高校進学を希望する外国人児童生徒が増加している中、高等学校入学者選抜の制度等を十分理解するための機会を設け、進路保障に取り組む必要がある。

そこで、伊賀市教育委員会は多くの方々の協力を得て、外国につながりをもつ児童生徒・保護者を対象に、高校進学のための説明会を開催する。

2 日 時

2025（令和7）年9月28日（日）13：00～16：15

（受付12：30～）

※予備日 10月26日（日）

3 場 所

伊賀市立上野東小学校

伊賀市緑ヶ丘中町 4352 番地 （TEL:21-0314）

4 対 象

伊賀管内の小中学校に在籍する外国につながりをもつ児童生徒及び保護者のうち、次の(1)もしくは(2)に該当する者とする。

(1) 中学校1～3年生の生徒とその保護者

(2) 小学校5・6年生の児童またはその保護者

5 内 容

(1) ガイドブックの配付※¹

(2) 母語別ブース※²での説明及び高校別個別懇談

※¹ 当日参加者に配付するとともに、各校が活用できるよう共有サーバーに格納

※² ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、英語、中国語、タイ語・ベトナム語
簡易日本語の7ブース

時間	内容	場所
13:00～ 14:00	○日本の教育制度及び高校入学者選抜制度について ・日本の教育制度・高校について ・伊賀地区の高校について ・三重県立高校入学者選抜について ・1日体験入学（高校生活入門講座）について ・奨学金について ・諸経費について ・「学習支援教室」について	各 教 室 等
14:00～ 14:10	休憩	
14:10～ 14:55	全体会（オンライン） ・あいさつ ・各高校の紹介 ・先輩からのメッセージ	各 教 室 等
14:55～ 15:05	移動・休憩	
15:05～ 16:05	高校別の個別懇談会	各 教 室 等

6 問合せ先

伊賀市教育委員会事務局 学校教育課

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184

TEL:0595-22-9649

FAX:0595-22-9667

E-mail:kyouiku@iga.ed.jp

担当連絡先
地域力創造部 公共交通課
担当者名：森地、八幡
電話番号：0595-22-9663

令和7年度 公共交通機関利用促進事業の実施について

1 発表事項の概要

市内公共交通は、少子化、人口減少、自家用車への依存、ライフスタイルの変化などにより、利用者数は年々、減少傾向にあります。

公有民営方式により市が運営に関わっている伊賀線、市内の路線バスや行政バスをはじめとする公共交通ネットワークの維持存続については、まちの活性化に関わる地域課題であり、市民・企業が一丸となって取り組まなければなりません。

市では毎年10月から12月までの3ヶ月間を「公共交通機関利用促進期間」とし、市内公共交通の活性化と維持・存続のための取り組みを重点的に実施していますが、今年度は『暮らしに安心感とワクワクを』をテーマに市内公共交通の利用促進の取り組みを展開します。

2 発表内容

利用促進期間 10月1日(水)～12月31日(水)の3ヵ月間

(1) 目的

- ・市内公共交通の活性化と維持・存続のための利用促進

(2) 主な取り組み内容

- ・ 啓発ポスターの掲出
- ・ 啓発チラシの配布（組回覧、市内企業訪問）
- ・ 市内企業主催イベントでのPRブース出展

日 時：11月2日(日) 10時から 17時まで

場 所：上野ガス株式会社 ショールーム「FLAMME」
イオン伊賀上野店駐車場内 ※ガス展 2025 会場

内 容：パネル展示、啓発物品の配布など

- ・ 行政番組、ホームページ、広報誌などを活用した啓発活動
- ・ 市営佐那貝駅前駐車場の無料開放
- ・ 市職員への啓発活動



-2025 利用促進ポスターデザイン「暮らしに安心感とワクワクを」-

担当連絡先	
①伊賀市建設部 都市計画課公園施設係 担当者名：石黒、大谷 電話番号：41-0290	②産業農林部 農林振興課未来の山づくり推進室 担当者：藤田、山本 電話番号：41-0934

サイクルラックの設置について

1 発表事項の概要

上野公園入口にサイクルラックを試験的に設置。他にも森林環境譲与税を活用した伊賀産材サイクルラックを試験的に設置しました。

2 発表内容

(1) 事業、施設、工事等の名称

サイクルラックの設置

(2) 設置所在地

①上野丸之内 117-13 (上野公園 観光案内所横のトイレ横)

②上野丸之内 116 (旧上野市庁舎 SAKAKURA BASE 北側入口付近)

(3) 事業費

①上野公園分：約 2 万円

②森林環境譲与税分：約 2 万円 (2 基分)

(4) 使用目的

自転車利用の促進

伊賀産材活用の PR 効果

(5) 着工 (完成) 年月日

①上野公園：8 月 29 日 (金) 完成、同日利用開始

②森林環境譲与税分：9 月 18 日 (木) 設置

(6) その他

別添資料参照願います。

①



②



【上野公園サイクルラック設置（試行）】

（R7.8.29 都市計画課）



- 【サイクルラック設置（試行）について】
- ・ 自転車での移動に関して低炭素な人流という視点が注目されています。
 - ・ 多くの方が訪れる上野公園に関して、その入り口に試行的にサイクルラックを設置し、利用頻度、課題等を検証していきます。
 - ・ 使用している親柱は、上野運動公園の維持管理の際に出た伐採材を活用し、直営にて加工・作成
 - ・ SDGsの観点、リサイクル、カーボンニュートラル、自転車ネットワーク社会など様々な視点がリンクしてきます。
- （利用可能台数 6台程度）



【設置状況】



【設置状況】

【その他】

- ・ 設置箇所に関しては、同時に休憩が出来るようベンチも複数設置。来園される方の一時の休憩スペースとしても活用しています。

担当連絡先
伊賀市建設部建設管理課 公共基盤推進係 担当者名：川部、島井 電話番号：0595-22-9723

10月の要望活動について

要望内容	要望日時	要望先
名阪国道・国道25号 の整備促進	10月1日	中部地方整備局
	//	北勢国道事務所
	//	三重県
	//	三重県議会
	10月14日	国土交通省
三重南北縦貫道路 の整備促進	10月8日	国土交通省 財務省

名阪国道の現状について

名阪国道は、亀山市から天理市を結ぶ重要な幹線道路であり、全長 73.2 キロメートルの自動車専用道路です。この道路は 1965 年（昭和 40 年）12 月に全線開通し、今年で 60 年を迎えます。その間、地域経済の発展や地域間コミュニティの醸成など、当市の発展にも大きく寄与しております。

しかし、険しい地形を通過するため、多くのトンネルや高架橋が設置されており、大雨による雨量規制や冬季の積雪・凍結の影響を受けることから、チェーン規制や通行止めになることもあります。

昨今では、1 日の交通量が約 5 万台あり、市民からは舗装の傷みや区画線の損傷が激しくなっているという声が寄せられます。また、飛び石による被害も報告されており、市として深刻に受け止めています。



名阪国道及び国道２５号要望内容について

【要望先】

国土交通省：道路局長

中部地方整備局：道路部長、道路部道路調査官

北勢国道事務所：事務所長

○名阪国道関ＩＣから伊賀ＩＣ間の雨量規制の解除及び安全性や利便性を確保するため、交通安全対策等を実施し、地域住民の安心・安全の確保に努める。

○名阪国道伊賀一之宮ＩＣ及び大内ＩＣのランプの構造を改善し事故防止対策を図る。

○沿線地域住民等の生活環境確保を図るため、名阪国道の舗装や区画線の修繕等を進める。

※国土交通省要望については、現在、道路局長へ依頼中です。

【要望先】

三重県：副知事

三重県議会：議長、副議長

○沿線地域住民等の生活環境確保を図るため、国道２５号の舗装や区画線の修繕等を進める。

○国道２５号路線以外に一般県道関大山田線及び一般県道加太柘植線の適切な維持管理も図る。

三重南北縦貫道路要望内容について

【要望先】

国土交通省：道路局長

財務省：主計局長

○主要地方道青山美杉線（種生高尾区間）の整備促進を図る。

※国土交通省要望については、現在、道路局長へ依頼中です。

※財務省要望については、現在、主計局長へ依頼中です。